平成２１年（フ）第１３７７号
さいたま市岩槻区城南２丁目７番63―103号、旧住所さいたま市岩槻区宮町２丁目６番42―１号
債務者　佐藤　秀喜
1　決定年月日時　平成21年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　柿沼　佑一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年１月19日午後２時
5　免責意見申述期間　平成22年１月５日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第１２２４号
名古屋市中川区尾頭橋３丁目18―13　東海交通株式会社内404号、住民票上の住所名古屋市熱田区千年１丁目22番24号　ドール神宮南110号
債務者　山口　光政
1　決定年月日時　平成21年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　服部　文彦
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年１月19日午前10時20分
5　免責意見申述期間　平成22年１月５日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１９４号
名古屋市緑区黒沢台３丁目1003　ハイツ香蘭１Ｅ、住民票上の住所岐阜県大垣市北方町３丁目714番地
債務者　大野　　稔
1　決定年月日時　平成21年10月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　長澤　　清
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年１月13日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成22年１月６日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２１年（フ）第２３３号
北海道帯広市西二十四条南２丁目３番地45
債務者　浜名　　孝
1　決定年月日時　平成21年10月９日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　阪口　　剛
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年１月14日午前11時45分
5　免責意見申述期間　平成22年１月７日まで
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２１年（フ）第４６７号
長崎県長崎市石神町14番21号
債務者　岡野　淑惠
1　決定年月日時　平成21年10月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　荒木　裕史
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年１月８日午前11時
5　免責意見申述期間　平成22年１月７日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第６５５号
岩手県北上市和賀町長沼２地割１番地33
債務者　中井　英夫
1　決定年月日時　平成21年10月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　太田　秀栄
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年１月12日午後３時10分
5　免責意見申述期間　平成22年１月11日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２１年（フ）第３７５号
盛岡市月が丘１丁目31番７号　フラッツカシオペアＥ棟
債務者　渡辺　裕二
1　決定年月日時　平成21年10月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　渡辺　正和
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年１月13日午後４時
5　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２１年（フ）第１３２９号
埼玉県戸田市大字新曽1021番地　フラワーハイツ402号室
債務者　竹村　裕子
1　決定年月日時　平成21年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岩本　憲武
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年１月26日午前10時
5　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第２１７８号
愛知県瀬戸市原山台８丁目53番地
債務者　オートパーツエムワンことユースサテライトこと　光田　浩司
1　決定年月日時　平成21年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　梶田　　晋
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年１月19日午前11時
5　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第６６７号
盛岡市津志田町１丁目16番55号　サンストリートハウス津志田102号、旧住所岩手県紫波郡矢巾町大字広宮沢第１地割２番地876
債務者　平賀　清治
1　決定年月日時　平成21年10月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　吉田　瑞彦
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年１月14日午前10時
5　免責意見申述期間　平成22年１月13日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２０年（フ）第７７９号
熊本市健軍３丁目12番７号
債務者　泉　　陽子
1　決定年月日時　平成21年10月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　福西　武夫
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年１月20日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成22年１月19日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２１年（フ）第９４号
三重県松阪市田原町６番地59
債務者　小倉　洋男
1　決定年月日時　平成21年10月９日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　北薗　　太
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年２月３日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成22年２月３日まで
津地方裁判所松阪支部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２１年（フ）第５８５号
埼玉県桶川市神明２丁目17番11号
破産者　竹内　義久
1　決定年月日　平成21年10月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第８２４号
さいたま市北区土呂町１丁目73番地１　スターハイツ１号室、旧住所さいたま市北区日進町１丁目85番地１　マンハイム大宮624
破産者　小倉　　昇
1　決定年月日　平成21年10月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第２２９号
埼玉県狭山市稲荷山２丁目10番地　２―811、前住所静岡県浜松市中区山手町２番２―607号　ドラゴンズマンション山手
破産者　西村　静香
1　決定年月日　平成21年10月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２１年（フ）第３９９号
埼玉県川越市大字笠幡290番地１
破産者　落合　隼人
1　決定年月日　平成21年10月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２１年（フ）第３６１号
岩手県花巻市西宮野目第６地割355番地　県営宮野目アパート１号棟142号、旧住所岩手県花巻市若葉町１丁目16番27号　高幸アパートＡ21号
破産者　金田一康弘
1　決定年月日　平成21年10月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部